

令和5年度

横手市水防計画

横 手 市

<目次>

第1章	総則	1
1.1	目的	1
1.2	用語の定義	1
1.3	水防の責任等	3
1.4	水防計画の作成及び変更	5
1.5	安全配慮	6
第2章	水防組織	7
第3章	重要水防箇所	7
3.1	国道交通省管理重要水防箇所	7
3.2	県管理重要水防箇所	7
第4章	予報及び警報	8
4.1	気象庁が行う予報及び警報	8
4.2	洪水予報河川における洪水予報	12
4.3	水位周知河川における水位到達情報	15
4.4	水位周知下水道における水位到達情報	17
4.5	水防警報	17
第5章	水位等の観測、通報及び公表	20
5.1	水位の観測、通報及び公表	20
5.2	雨量の観測及び通報	22
5.3	水位等の通報系統図	23
第6章	気象予報等の情報収集	24
第7章	ダム・水門等の操作	25
7.1	河川区間のダム・水門（洪水）	25
7.2	操作の連絡	25
7.3	連絡系統	25
第8章	通信連絡系統	26
第9章	水防施設及び輸送	27
9.1	水防倉庫及び水防資器材	27
9.2	輸送の確保	27
第10章	水防活動	28
10.1	水防体制	28
10.2	巡視及び警戒	30
10.3	水防作業	31
10.4	緊急通行	31
10.5	警戒区域の指定	31

10.6	避難のための立退き	31
10.7	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	32
10.8	水防配備の解除	32
第11章	水防信号、水防標識等	34
11.1	水防信号	34
11.2	水防標識	35
11.3	身分証票	35
第12章	協力及び応援	36
12.1	河川管理者の協力及び援助	36
12.2	水防管理団体相互の応援及び相互協定	36
12.3	警察官の援助要求	37
12.4	自衛隊の派遣要請	37
12.5	国（河川事務所、地方气象台等）との連携	37
第13章	費用負担と公用負担	38
13.1	費用負担	38
13.2	公用負担	38
第14章	水防報告等	40
14.1	水防記録	40
14.2	水防報告	40
第15章	水防訓練	41
第16章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	42
16.1	洪水対応	42
16.1.1	洪水浸水想定区域の指定状況	42
16.1.2	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保及び浸水の防止のための措置	42
16.1.3	洪水ハザードマップ	43
16.1.4	予想される水災の危険の周知等	43
16.1.5	地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	43
16.1.6	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	44
16.1.7	大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	44
16.1.8	浸水被害軽減地区	44
第17章	水防協力団体	45

17.1	水防協力団体の指定、監督、情報の提供	45
17.2	水防協力団体の業務	45
17.3	水防協力団体と水防団等の連携	45
17.4	水防協力団体の申請・指定及び運用	45
第18章	水防管理団体の水防計画	46
18.1	水防管理団体の水防計画	46
18.2	水防計画の公表	46
18.3	水防協議会の設置	46
18.4	水防管理団体の水防計画作成要領	46

横手市水防計画

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、秋田県知事から指定された指定水防管理団体たる横手市が、同法第33条第1項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市の地域にかかる河川、湖沼の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくはは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した

団体をいう（法第 36 条第 1 項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

1.3 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりであるほか、具体的な責務と役割を資料 1-1 に示す。

(1) 都道府県の責任

都道府県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- ②水防計画の策定及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2、下水道法第 23 条の 2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ⑧水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条の 2 第 1 項並びに第 13 条の 3）
- ⑨洪水予報又は水位到達情報を関係市町村長へ通知（法第 13 条の 2）
- ⑩洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3）
- ⑪都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）
- ⑫水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）

- ⑬水防信号の指定（法第 20 条）
- ⑭避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑮緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- ⑯水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- ⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第 48 条）

（2）水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第 5 条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- ④水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- ⑤水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第 13 条の 2 第 2 項）
- ⑥内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第 14 条の 2）
- ⑦浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- ⑧避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）
- ⑨避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第 15 条の 3）
- ⑩浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8）
- ⑪予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
- ⑫水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- ⑬緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）
- ⑭警戒区域の設定（法第 21 条）
- ⑮警察官の援助の要求（法第 22 条）
- ⑯他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- ⑰堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- ⑱公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第 3 項）
- ⑲避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑳水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ㉑（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ㉒（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）

- ②③水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- ②④水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
- ②⑤水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ②⑥水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ②⑦消防事務との調整（法第 50 条）

（3）国土交通省の責任

- ①洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ②量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ③水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- ④洪水予報又は水位到達情報を関係市町村長へ通知（法第 13 条の 4）
- ⑤洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- ⑥大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- ⑦水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ⑧重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- ⑨特定緊急水防活動（法第 32 条）
- ⑩水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑪都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（4）河川管理者の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ②水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）

（5）気象庁の責任

- ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

（6）居住者等の義務

- ①水防への従事（法第 24 条）
- ②水防通信への協力（法第 27 条）

（7）水防協力団体の義務

- ①決壊の通報（法第 25 条）
- ②決壊後の処置（法第 26 条）
- ③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ④津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
- ⑤業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

1.4 水防計画の作成及び変更

（1）水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必

要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときには、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(2) 水防協議会の設置

市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

(3) 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

1.5 安全配慮

水防団は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

水防に係りのある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、水害等のおそれがあると認められるときから水害等のおそれがなくなると認められるときまで、市は水防本部を設置し、資料2-1、資料2-2に示す組織で事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

第3章 重要水防箇所

3.1 国土交通省管理重要水防箇所

国土交通省管理河川における重要水防箇所の評価基準は、資料3-1のとおりであり、市内の評価箇所は資料3-2のとおりである。

3.2 県管理重要水防箇所

県管理河川における重要水防箇所の評価基準は、資料3-3のとおりであり、市内の評価箇所は資料3-4のとおりである。

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

秋田地方気象台長は、気象等の状況により水害等のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、表4-1のとおりである。

表4-1 水防活動と一般の利用に適合する警報等対照表

※県水防計画から抜粋・転記

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

表4-2 警報・注意報発表基準一覧 ※気象庁 秋田地方気象台発表資料より転記

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等
内陸	仙北平鹿地域	横手市

種類	基準等
大雨警報	表面雨量指数基準 11 土壌雨量指数基準 95
大雨注意報	表面雨量指数基準 8 土壌雨量指数基準 79
洪水警報	流域雨量指数基準 横手川流域=24、櫛岡川流域=6.8、上溝川流域=16.4、 上法寺川流域=6.1、地竹川流域=8.6、厨川流域=5.2、 杉沢川流域=6.6、横手大戸川流域=4.6、頭無川流域=6、 大納川流域=8.5、松川流域=20、黒沢川流域=13.9、 武道川流域=12.8、皿川流域=12、成瀬川流域=30.8、 狙半内川流域=11.1、七滝川流域=9.3、坂部川流域=5.7 複合基準 上溝川流域= (6, 16.1) 指定河川洪水予報による基準 雄物川上流〔柳田橋・雄物川橋・大曲橋〕、皆瀬川〔岩崎橋〕
洪水注意報	流域雨量指数基準 横手川流域=19.2、櫛岡川流域=5.4、上溝川流域=12.6、 上法寺川流域=4.8、地竹川流域=5.3、厨川流域=4.1、 杉沢川流域=5.2、横手大戸川流域=3.6、頭無川流域=4.8、 大納川流域=6.8、松川流域=16、黒沢川流域=11.1、 武道川流域=10.2、皿川流域=9.6、成瀬川流域=24.6、 狙半内川流域=8.8、七滝川流域=7.4、坂部川流域=4.5 複合基準 雄物川流域= (6, 34.2)、横手川流域= (5, 18.6)、 櫛岡川流域= (5, 5.4)、上溝川流域= (5, 12.6)、 上法寺側流域= (5, 4.8)、地竹川流域= (6, 4.2)、 横手大戸川流域= (5, 2.9)、大納川流域= (7, 6.8)、 武道川流域= (5, 9.2)、七滝川流域= (6, 5.9)、 坂部川流域= (5, 3.3) 指定河川洪水予報による基準 雄物川上流〔雄物川橋〕、皆瀬川〔岩崎橋〕

【備考】

※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

※土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市内におけ

る基準値の最低値を示している。

※欄中、「〇〇川流域＝〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。

※欄中、「〇〇川流域＝△△、〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。

※「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川 [△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

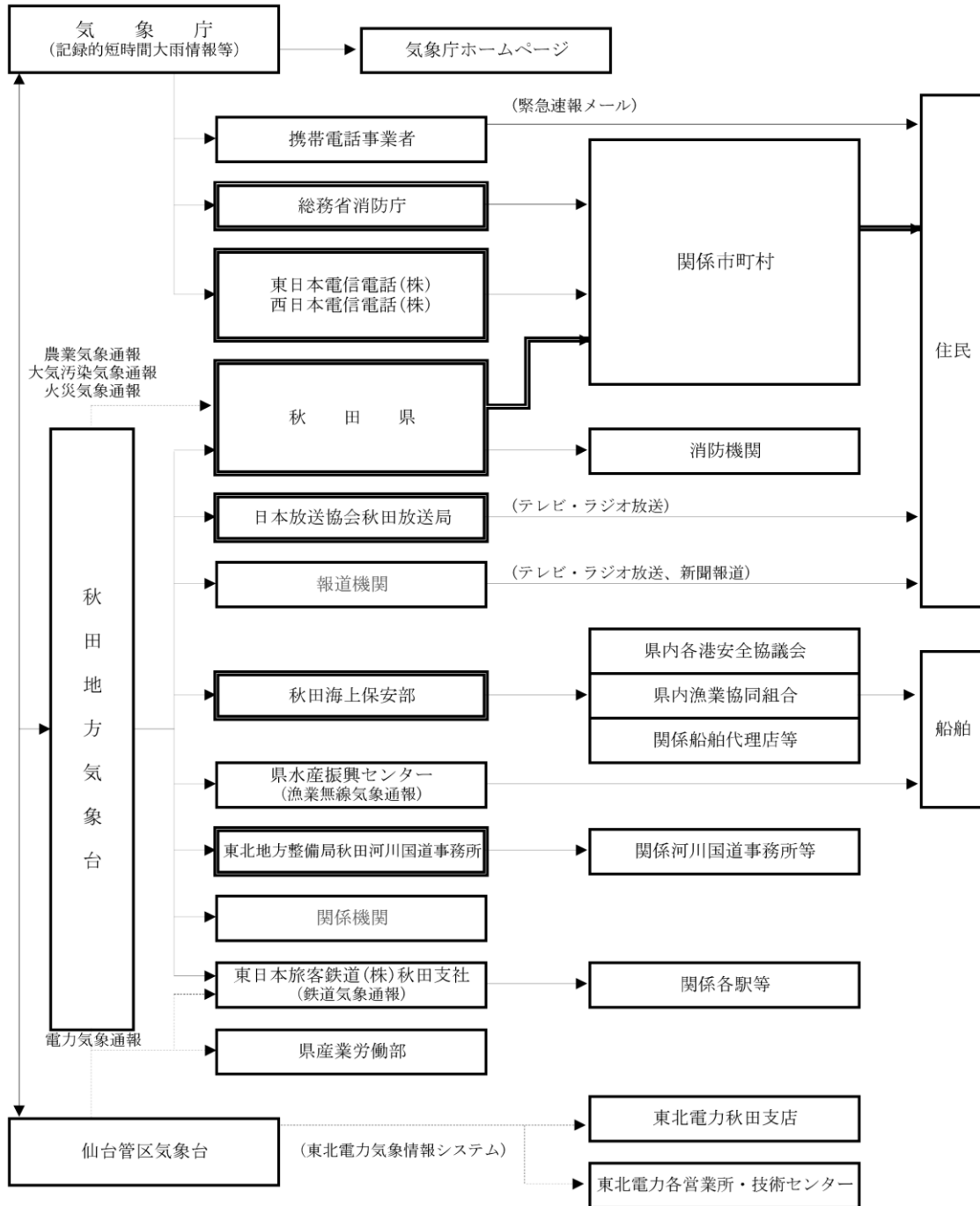
表 4－3 大雨警報・洪水警報等を補足する情報 県水防計画から抜粋・転記

種 類	内 容
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予想を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予想)を用いて常時10分ごとに更新している。

(2) 警報等の伝達経路及び手段

秋田地方気象台が発表する警報等の伝達経路は下図のとおりである。

図4-1 気象等に関する特別警報・警報・注意報・情報等の伝達 ※県水防計画から転記



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

※通常の伝達経路として、電話、FAX、電子メール等を用いるが、これらが途絶した場合は市が独自に配備している衛星携帯電話を用いるほか、県との伝達には「秋田県総合防災情報システム」の衛星回線を用いる。

4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、表4-4のとおりである。

表4-4 洪水予報の種類と基準 ※県水防計画から抜粋・転記

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
氾濫危険情報 (洪水警報)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき (国の洪水予報河川のみ) ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき

※氾濫危険水位は、箇所毎の危険水位を洪水予報観測所の換算した水位のうち、洪水予報の受け持つ予報区域において最も低い水位である。箇所毎の危険水位は、計画高水位もしくは越水又は溢水が発生するまでのリードタイムを考慮して設定した水位のどちらか低い方の水位をもって設定している。

※国の洪水予報河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

(2) 国が行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

表4-5 直轄河川の予報区域 ※県水防計画から抜粋・転記

河 川 名	実 施 区 域
雄物川	(左岸) 湯沢市小野字芋ヶ沢 1 の 42 地先～海まで (右岸) 湯沢市小野字可成沢 113～海まで

皆瀬川	(左岸) 横手市増田町大字戸波字関根 25 番地先～雄物川合流点 (右岸) 湯沢市駒形町字三又古川尻 25 番地先～雄物川合流点
成瀬川 (水位到達情報通知河川)	(左岸) 横手市増田町大字荻袋字真人 24 番地先～皆瀬川合流点 (右岸) 横手市増田町大字真人字山下 8 番地先～皆瀬川合流点

②洪水予報の対象となる基準水位観測所

表 4-6 直轄河川での洪水予報の対象となる基準観測所 ※県水防計画から抜粋・転記

予報 区域名	河川名	観測所名	地先名	水防団 待機 水位 (m)	氾濫 注意 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	氾濫 危険 水位 (m)	氾濫する 可能性の ある水位 (m)	対象 距離 (km)
雄物川 上流	雄物川	岩館	湯沢市 小野	2.60	3.10	3.20	3.90	4.291	15.8
		柳田橋	湯沢市 柳田 字中道下	1.40	2.00	3.50	4.20	4.380	3.2
		雄物川橋	横手市 雄物川町 深井	2.00	3.00	4.20	4.50	5.328	24.8
成瀬川	*支川 成瀬川	安養寺	横手市 増田荻袋 字萱刈場	1.5	2.40	3.50	3.80	-	3.0
皆瀬川	支川 皆瀬川	岩崎橋	湯沢市 岩崎	1.00	1.70	2.40	2.60	3.794	9.0

*支川成瀬川安養寺の氾濫危険水位に記載している「3.80m」は特別警戒水位

③洪水予報の担当官署

表 4-7 直轄河川での洪水予報の担当官署 ※県水防計画から抜粋・転記

担当官署	河川名	観測所名
国土交通省 湯沢河川国道事務所	雄物川	岩館
		柳田橋
		雄物川橋
気象庁 秋田地方気象台	支川 成瀬川	安養寺
	支川 皆瀬川	岩崎橋

④洪水予報の発表形式

発表形式は、資料 4-1 のとおり。

⑤洪水浸水想定区域

表4-8 直轄河川での洪水予報区域の浸水想定区域 ※県水防計画から抜粋・転記

予報 区域名	河川名	洪水予報 基準観測所	受持区間	洪水浸水 想定区域
雄物川 上流	雄物川	雄物川橋	皆瀬川合流点 ～横手川合流点	大森町川西地区 大森町大森地区 大雄阿気地区 大雄福島集落 大雄野崎集落 大雄新町集落 大雄折橋集落 大雄高津野集落 雄物川町矢神集落 雄物川町狼澤集落 雄物川町館合地区 雄物川町沼館地区 雄物川町福地地区 雄物川町大沢地区 十文字町睦合地区
成瀬川	成瀬川	安養寺	(左岸) 横手市増田町大字萩袋字真人 ～皆瀬川合流点 (右岸) 横手市増田町大字真人字山下 ～皆瀬川合流点	—
皆瀬川	皆瀬川	岩崎橋	成瀬川合流点 ～雄物川合流点	十文字町植田地区 十文字町三重地区 十文字町佐賀会 十文字町仁井田 増田町増田 増田町戸波 増田町萩袋 増田町三又 増田町八木地区 十文字町栄町 雄物川町里見地区 平鹿町浅舞地区 平鹿町中吉田

⑥洪水予報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、資料4-2のとおり。

4.3 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、表4-9のとおりである。

表4-9 水位周知情報の種類と発表基準 ※県水防計画から抜粋・転記

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 国土交通省が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

直轄河川水位到達情報の通知を行う河川名、区域は表4-5のとおり。

②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

直轄河川水位到達情報の通知を行う基準観測所は表4-6のとおり。

③水位到達情報の通知の担当官署

直轄河川水位到達情報の通知を行う担当官署は表4-7のとおり。

④水位到達情報の通知の発表形式

直轄河川水位到達情報通知の発表形式は、資料4-1に準じる。

⑤洪水浸水想定区域

直轄河川水位到達情報通知に係る洪水浸水想定区域は、表4-8のとおり。

⑥水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路及び手段は、資料4-3のとおり。

(3) 県が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

表4-10 県管理河川での水位到達情報の通知を行う河川名、区域

※県水防計画から抜粋・転記

水系名	河川名	観測所名	警戒区域
雄物川	横手川	寺村	横手市旭川橋～雄物川合流点
		朝倉	横手市旭川橋～本郷橋
	上溝川	町田	横手市寄木1号橋～雄物川合流点

②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

表4-11 県管理河川での水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

※県水防計画から抜粋・転記

河川名	観測所名	位置	水防団 待機水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	水防 管理者
横手川	寺村	横手市 黒川字寺村	1.80	2.50	4.10	4.50	横手市
	朝倉	横手市 朝倉	1.80	2.50	3.90	4.10	
上溝川	町田	横手市大森 町字町田	2.00	3.10	4.00	4.40	

③水位到達情報の通知の担当官署

表4-12 県管理河川の水位到達情報の通知の担当官署

※県水防計画から抜粋・転記

担当官署	河川名	観測 所名	水防 管理者	昼間連絡先	夜間連絡先
平鹿地域振興局 建設部	横手川 上溝川	寺村 朝倉 町田	横手市	横手市 危機対策課 TEL : 0182(35)2195 FAX : 0182(36)0261 kikitaisaku @city.yokote.lg.jp	横手市消防本部 TEL : 0182(32)1112 FAX : 0182(32)1146 shoboshirei @city.yokote.lg.jp

④水位到達情報の通知の発表形式

県管理河川の水位到達情報の発表形式は、資料4-4のとおり。

⑤洪水浸水想定区域

表4-13 県管理河川水位到達情報通知河川の浸水想定区域

※県水防計画から抜粋・転記

水系名	河川名	観測所名	洪水浸水想定区域
雄物川	横手川	寺村、朝倉	横手市、大仙市、美郷町

雄物川	上溝川	町田	横手市
-----	-----	----	-----

⑥水位到達情報の伝達経路及び手段

県管理河川の水位到達情報の伝達経路及び手段は、資料4-5のとおり。

4.4 水位周知下水道における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した水位周知下水道について、水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した水位周知下水道について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

市は、市長が指定した水位周知下水道について、水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者、量水標管理者及び県知事に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

内水氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれなくなった場合は、その旨の情報（内水氾濫危険情報の解除）を可能な限り速やかに発表することとする。

発表する情報の種類、発表基準は次のとおりである。

種 類	発表基準
内水氾濫危険情報	基準水位観測所の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に到達したとき
内水氾濫危険情報解除	基準水位観測所の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(2) 県が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う排水施設等名、区域

現在、県が水位到達情報の通知を行う排水施設等はない。

(3) 市が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う排水施設等名、区域

現在、市が水位到達情報の通知を行う排水施設等はない。

4.5 水防警報

4.5.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

4.5.2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、表4-14のとおりである。

表4-14 水防警報の種類及び発表基準 ※県水防計画から抜粋・転記

種 類	内 容	発表基準
待機 ※国交省のみ	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※「待機」は国土交通省が直轄河川に行う。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

直轄河川の予報区域と同一であり、表4-15のとおり。

②水防警報の対象となる基準水位観測所

直轄河川の水防警報の対象となる基準観測所は、表４－１５のとおり。

表４－１５ 直轄河川の水防警報の対象となる基準観測所 ※県水防計画から抜粋・転記

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機 水位 (m)	氾濫 注意 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	氾濫 危険 水位 (m)	計画 高水位 (m)	対象 距離 (km)	水防 管理 団体
雄物川	雄物川橋	横手市 雄物川町 深井	2.00	3.00	4.20	4.50	5.328	24.8	横手市 大仙市 羽後町
支川 皆瀬川	岩崎橋	湯沢市 岩崎	1.00	1.70	2.40	2.60	3.794	9.0	横手市 湯沢市

※支川成瀬川は対象外

③水防警報の担当官署

水防警報の担当官署は国土交通省湯沢河川国道事務所。

④水防警報の発表形式

直轄河川の水防警報の発表形式は、資料４－６のとおり。

⑤水防警報の伝達経路及び手段

直轄河川の水防警報の伝達経路及び手段は、水位到達情報通知の経路と同一であり資料４－３のとおり。

(3) 県が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

県管理河川の水防警報を行う河川名、区域は洪水予報河川に水位到達情報通知河川を加えた河川であり、表４－１０のとおり。

②水防警報の対象となる基準観測所

県管理河川の水防警報の対象となる基準観測所は、洪水予報河川に水位到達情報通知河川を加えた河川の基準観測所であり、表４－１１のとおり。

③水防警報の担当官署

県管理河川の水防警報を行う官署は、洪水予報河川に水位到達情報通知河川を加えた河川の担当官署であり、表４－１２のとおり。

④水防警報の発表形式

県管理河川の水防警報の発表形式は、資料４－７のとおり。

⑤水防警報の伝達経路及び手段

県管理河川の水防警報の伝達経路及び手段は、水位到達情報通知の経路と同一であり資料４－５のとおり。

第5章 水位等の観測、通報及び公表

5.1 水位の観測、通報及び公表

(1) 水位観測所

市内及び市が関係する水位観測所は、表5-1のとおりである。

表5-1 市内及び市が関係する水位観測所の一覧

※秋田県河川砂防情報システムに登録された水位局から抽出

河川名	観測所名	管理者等
雄物川	雄物川橋	国土交通省
	大上橋	国土交通省
	大久保	国土交通省
上溝川	町田（指定）	県
	寄木1号橋（危機管理型）	県
七滝川	和田橋（危機管理型）	県
大納川	菅生田橋（危機管理型）	県
檜岡川	前田橋（危機管理型）	県
成瀬川	田子内橋	県
	安養寺	国土交通省
皆瀬川	戸波	県
	岩崎橋	国土交通省
松川	大松川	県
黒沢川	相野々	県
横手川	岩瀬	県
	寺村（指定）	県
	上の橋	県
	朝倉（指定）	県
	本郷橋（危機管理型）	県
横手大戸川	横手大戸	県
	おちあい大橋（危機管理型）	県
頭無川	丸柳橋（危機管理型）	県
狙半内川	小栗山橋（危機管理型）	県

(2) 水位の通報

秋田県河川砂防情報システムにより観測データが送信されている観測所は、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合及びデータ送信されていない観測所は、以下の流れで通報するものとする。

- ①水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがあることを自ら知り、又は4.2の洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が表4-6、表4-11に定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。水位通報を受ける関係者は5.3（1）の通報系統図のとおり。

(3) 水位の公表

秋田県河川砂防情報システムにより観測データが送信されている観測所は、ウェブサイトに掲載することにより、秋田県から関係機関及び地域住民へ公表したものと見なす。ただし、システム障害が発生した場合及びデータ送信されていない観測所は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を、次の方法で公表しなければならない。

ア 公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。

イ 公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

ウ 公表の方法

県水防本部を通じて、美の国秋田ネット（URL <http://pref.akita.lg.jp/>）に「河川名・水位観測所名・所在地水位状況・その他事項」を掲載する。

(4) 隣接市町村に対する水防通報

関係市町村は、次の場合水防上必要な情報を資料5-1により下流隣接市町村に速報するものとする。なお、系統図中内の市町村は各管轄水防支部（地域振興局建設部）にも連絡するものとする。

ア 著しい出水、又は出水のおそれのあるとき。

イ その地下流市町村が水防上必要と認める事態が予想されるとき。

(5) 欠測時の措置

①量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知するものとする。

②欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知するものとする。

5.2 雨量の観測及び通報

(1) 雨量観測所

市内及び市が関係する雨量観測所は、表5-2のとおりである。

表5-2 市内及び市が観測する雨量観測所の一覧

※秋田県河川砂防情報システムに登録された観測所から抽出

観測所名	管理者等
平鹿地域振興局庁舎 ※2カ所	県
山内	県
南郷	県
外畑	県
保呂羽	県
袴形	県
武道	県
平石	県
大松川ダム	県
横手 (アメダス)	気象庁
東由利 (アメダス)	気象庁
東成瀬 (アメダス)	気象庁

(2) 通報系統

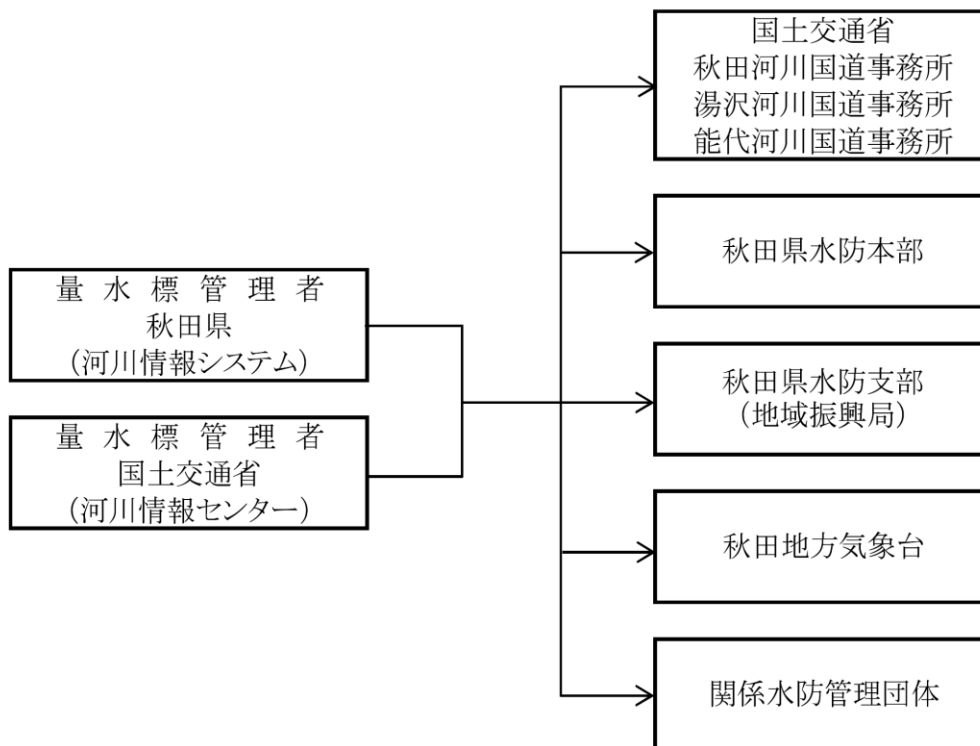
5.3 (2) 雨量の通報系統図に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽して迅速確実に通報するものとする。

5.3 水位等の通報系統図

(1) 水位の通報系統図

量水標管理者による水位の通報は、以下に示す基本系統に従って行うものとする。

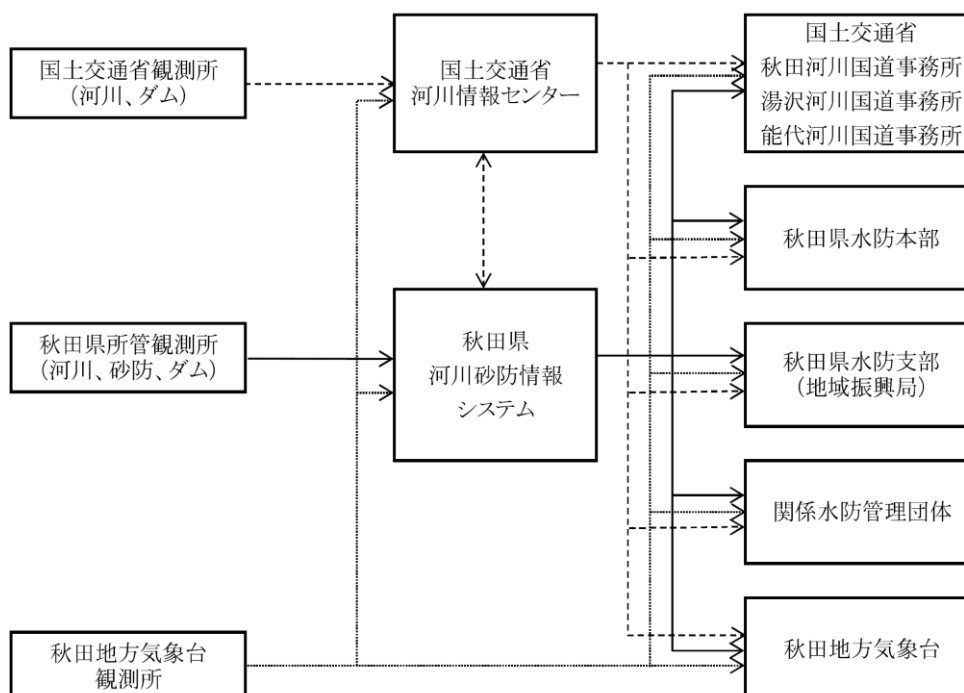
図5-1 水位の通報系統図 ※県水防計画から転記



(2) 雨量の通報系統図

雨量の通報系統は、以下に示す基本系統に従って行うものとする。

図5-2 雨量の通報系統図 ※県水防計画から転記



第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトですべてPCやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

- ・ あなたの町の防災情報
<https://www.jma.go.jp/bosai/>
- ・ 気象警報・注意報
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>
- ・ アメダス
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>
- ・ 雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）
<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>
- ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>
- ・ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・ 川の防災情報
【PC版】 <http://www.river.go.jp/>
【スマートフォン版】 <http://river.go.jp/s/>
【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>
- ・ 川の水位情報（危機管理型水位計）
<https://k.river.go.jp>
- ・ 国土交通省湯沢河川国道事務所（雄物川上流の情報）
<http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/>
- ・ 国土交通省所管河川音声応答（雄物川上流：湯沢河川国道事務所）
N T T : 0183-73-3471
フリーダイヤル : 0120-73-3471

秋田県

- ・ 秋田県河川砂防情報（秋田県管理河川の情報）
【PC版】 <http://sabo.pref.akita.jp/kasensabo/>
【携帯版】 <http://sabo.pref.akita.jp/kasensabo/mobile/>
- ・ 秋田県所管河川音声応答
N T T : 018-866-0611

第7章 ダム・水門等の操作

7.1 河川区間のダム・水門（洪水）

水防上重要なダム及び水門等は資料7-1、資料7-2のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

7.2 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、関係機関等に迅速に連絡するものとする。

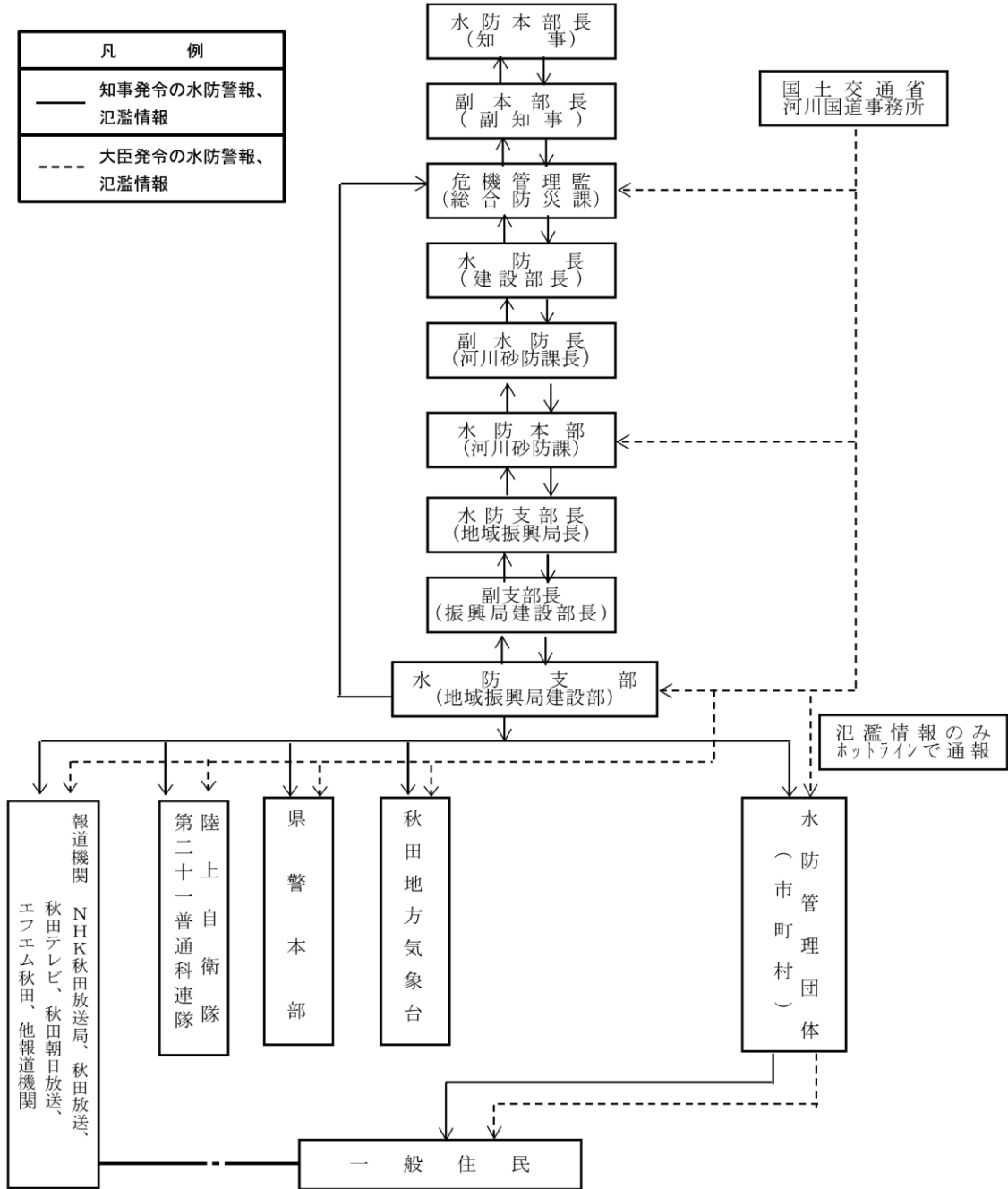
7.3 連絡系統

操作規則等に従って連絡し、やむを得ない理由により、規定の連絡系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第8章 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。

図8 水位連絡系統 ※県水防計画から抜粋・転記



----- 地整河川国道事務所より水防警報の通知を受けた場合関係機関及び一般住民に通知する系統を示す。

—— 水防指令は県における水防体制に基づき、関係機関及び一般に通知する系統を示す。

第9章 水防施設及び輸送

9.1 水防倉庫及び水防資器材

- ①市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料9-1のとおりである。
- ②水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- ③水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省湯沢河川事務所長又は県平鹿地域振興局建設部長に電話にて承認を受けるものとする。

9.2 輸送の確保

市内における水防倉庫の位置は資料10-2のとおりである。

第10章 水防活動

10.1 水防体制

10.1.1 市の非常体制

市は、水防活動の体制基準として注意報及び警報等の発表があり洪水等の災害のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は以下体制により水防事務を処理するものとする。ただし、配置職員の安全確保や勤務体制の調整を図らなくてはならない。

表 10-1 横手市の水防活動体制表

体制の区分	体制基準	配置職員	活動内容
準備態勢	気象等の注意報が発表、または台風の接近が予想される場合。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部 ・ 危機対策課 ・ 各地域局地域課 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の収集 ・ 招集準備
第一警戒体制	気象等の警報が発表され、被害が予想される場合。 指定河川の水位が氾濫注意水位を越えたとき。	災害連絡部体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部 ・ 消防団 ・ 建設課 ・ 危機対策課 ・ 各地域局地域課 	上記に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水位情報の収集 ・ 災害危険地のパトロール ・ 災害情報の収集及び伝達
第二警戒体制	指定河川の水位が「避難判断水位」「氾濫危険水位」を越える恐れがある場合。 浸水被害が発生したとき。	災害警戒部体制	上記に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策 ・ 高齢者、要配慮施設等への避難呼びかけ ・ 優先避難所開設
第三警戒体制	指定河川の水位が「避難判断水位」「氾濫危険水位」を越え、さらに上昇する恐れがある場合。 警戒レベル4相当と判断されるとき。	災害対策部体制	上記に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等避難誘導 ・ 避難所開設
災害対策本部	水害が発生しているとき、またはその可能性が高い場合。	全職員	

(1) 準備体制

市に大雨注意報、洪水注意報が発表されたとき及び台風の接近が予想されるときは、連絡活動及び招集活動ができる体制とする。

(2) 警戒体制

① 次により情報が発表された場合は、被害が予想される地区のパトロール等の水防活動にあたる。

- ・ 市に大雨警報、大雨特別警報、洪水警報が発表され被害が発生する恐れがあるとき。
- ・ 指定河川の水位が氾濫注意水位を越えたとき
- ・ 台風が接近し、被害が発生する恐れがあるとき

② 次の場合は警戒体制を強化し、水防活動にあたる。

- ・ 指定河川の水位が「避難判断水位」、「氾濫危険水位」を越える恐れがあるとき
- ・ 浸水被害が発生し、本部事務局、支部事務局で被害が拡大する恐れがあると判断したとき

③ 次の場合はさらに警戒体制を強化し、水防活動にあたる。

- ・ 指定河川の水位が「避難判断水位」、「氾濫危険水位」を越え、さらに水位が上昇する恐れがあるとき
- ・ 住民に避難指示が出されたとき

(3) 災害対策本部体制

本部長（市長）は、本部事務局からの情報を基に、災害対策部（警戒体制）から災害対策本部に切替える。

10.1.2 水防団及び消防団の非常体制

(1) 水防団及び消防団の管轄地域等

各水防団及び消防団の管轄地域は資料 10-1、資料 10-2 のとおりである。

(2) 水防団及び消防団の非常体制

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準は表 4-14 に拠りおおむね次の表 10-2 とおりとする。

表 10-2 水防団及び消防機関の出動・出動準備の基準 ※県水防計画から抜粋・転記

配備区分	配備基準	配備体制
待 機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準 備	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき	水防団及び消防団の団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出 動	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解 除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

10.2 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第 12 章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、資料 3-2 及び資料 3-4 に定める重要水防箇所（第 3 章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、河川等の管理者に連絡し、水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を

発見したときは、10.7 に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の縮まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料10-3のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

10.4 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

10.5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

10.6 避難のための立退き

- ① 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示するこ

とができる。この場合、横手警察署長にその旨を通知するものとする。

- ② 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県平鹿地域振興局長に速やかに報告するものとする。
- ③ 水防管理者は、関係機関と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第4章参照）。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

(2) 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、河川管理者と水防管理者等で別途定めることとする。

(3) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10.8 水防体制の解除

(1) 水防管理団体の非常体制の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、非常体制を解除したときは、水防本部に報告するものとする。

(2) 水防団及び消防団の非常体制の解除

水防団及び消防団の非常体制の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第11章 水防信号、水防標識等

11.1 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

- (1) 避難信号：必要と認める区域内の居住者避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- (2) 出動信号：消防団員及び消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 警戒信号：氾濫注意水位に達したことを知らせるもの

図11-1 水防信号 ※県水防計画から転記

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
避 難 信 号	○ ○ ○ ○	約3秒 約2秒 ○— ○— ○—
出 動 信 号	○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 ○— ○— ○—
警 戒 信 号	○ ○—○—○—○ ○ ○—○—○—○	約30秒 約6秒 ○— ○— ○—
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて 水防信号を発する。		

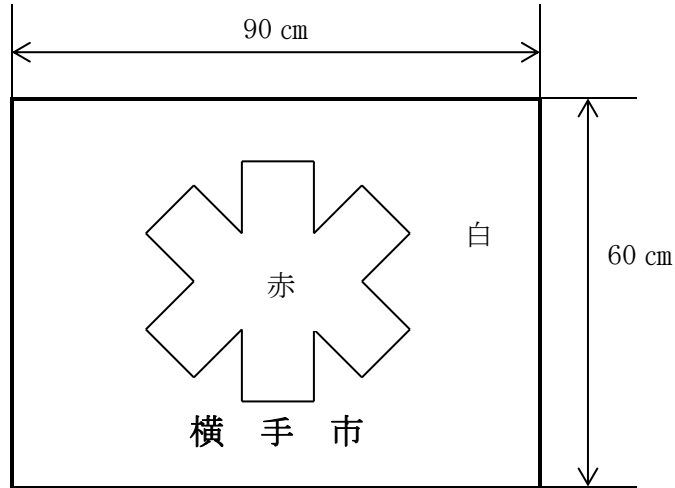
秋田県水防規則

S 25. 9. 9	秋田県規則第 31 号
改 正 S 35. 12. 1	秋田県規則第 57 号
改 正 H17. 6. 17	秋田県規則第 72 号

11.2 水防標識

(1) 法第 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。

図 11-2 水防標識



11.3 身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

表 11-1 身分証様式

(表)

第 号
身分証票
住 所 氏 名 職 名
上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。
年 月 日
横手市長 氏 名 印

(裏) (例)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。 (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。 (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。 (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。 |
|--|

第12章 協力及び応援

12.1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者秋田県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（雨量、河川水位、ダム諸量情報、CCTVの映像等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

＜河川管理者の援助が必要な事項＞

- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (3) 市長に対して、過去の浸水情報の提供や、水防管理者が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (4) 水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

12.2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

12.3 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法については、あらかじめ水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

12.4 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、市地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うこととする。

12.5 国（河川国道事務所、地方气象台等）との連携

（1）水防連絡会

市は、国土交通省湯沢河川国道事務所や秋田地方气象台等の関係機関を構成員とした水防連絡会を設置し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報の提供及び水防管理団体等からの意見聴取等を行う。

（2）ホットライン

市は、河川の水位状況や気象状況について、国土交通省湯沢河川国道事務所、県平鹿地域振興局建設部や秋田地方气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努め、気象情報や水位情報から、迅速な住民避難に資するものとする。

第 13 章 費用負担と公用負担

13.1 費用負担

水防に要する費用は、法第 41 条により市が負担するものとする。

ただし、市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間でその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第 23 条の規定による応援のための費用
- (2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

13.2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものは、様式 13-1 に定める公用負担権限委任証を携行し、関係人の請求があつた場合は、これを提示しなければならない。

様式 13—1 公用負担権限委任証

第 号	公用負担権限委任証
	住所
	職名
	氏名
上記の者に	区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使について
委任したことを証明します。	
年 月 日	委任者 氏名
	㊟

縦 9 cm × 横 6 cm

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、様式 13-2 に定めるの公用負担命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

様式 13-2 公用負担命令票

第 号
公 用 負 担 命 令 票
住 所 氏 名
水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。
1. 目的物
(1) 所在地
(2) 名 称
(3) 種 類 (又は内容)
(4) 数 量
2. 負担内容 (使用・収用・処分等について詳記すること)
年 月 日
命令者 職 氏 名
㊟

(日本工業規格 A 4 版)

(4) 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 14 章 水防報告等

14.1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲水防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

14.2 水防報告

水防活動従事者は、水防活動終了後、速やかに水防実施状況を水防管理者に報告するものとする。また、水防管理者は資料 14-1、14-2 に示す様式により報告内容を取りまとめ、水防活動実施後 5 日以内に県平鹿地域振興局建設部長を経由して知事に報告するものとする。

第 15 章 水防訓練

市は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また関係団体が主催する水防研修や東北地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

16.1 洪水対応

16.1.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣及び秋田県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。現在公表されている、市に係る洪水浸水想定区域は次のとおりである。

表 16-1 洪水浸水想定区域の指定状況 ※県水防計画から抜粋・転記

河川名	浸水想定区域 公表時点	浸水想定区域 公表URL	管理者
雄物川	R 2. 3. 27	http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01_kawa/hanran_map/hanran_map.htm	国
皆瀬川	R 2. 3. 27		国
成瀬川	H 28. 6. 10		国
横手川	R 1. 11. 29	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10574	県
上溝川	R 4. 7. 1		県

16.1.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水に関する情報の伝達方法
- ②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

なお、上記の①から⑤のうち、市地域防災計画に定められている施設は資料 16-1 のとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用して地域住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

16.1.3 洪水ハザードマップ

市では、浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、ハザードマップに記載した事項はインターネットを利用して公表しており、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。このハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

16.1.4 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが必要と認める河川について、過去の豪雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスクとして把握するよう努めるとともに、これを把握したときは住民に対して周知に努める。

16.1.5 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する

計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者または管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。市は市地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.1.6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.1.7 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は市地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.1.8 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

第 17 章 水防協力団体

17.1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、17.2 に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、若しくは助言するものとする。

17.2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資材の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

17.3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

17.4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、資料 17-1 を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。水防協力団体の業務の運用にあつては、業務が適正かつ確実に行われるように、資料 17-5 に示す活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

第 18 章 水防管理団体の水防計画

18.1 水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年出水期前までに、水防協議会又は市防災会議に諮り、知事に遅滞なく届けるものとする。なお、非指定水防管理団体においても、水防計画を作成しておくことが望ましい。

18.2 水防計画の公表

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努める。

18.3 水防協議会の設置

指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くことができる。

指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法 34 条に定めるもののほか、市又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合の議決で定めるものとする。

18.4 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達するため、組織の整備、資機材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成するものとする。

《横手市水防計画 沿革》

平成19年7月	計画作成
平成26年7月	一部変更
平成27年7月	一部変更
平成28年7月	一部変更
平成29年7月	一部変更
令和元年7月	一部変更
令和2年8月	一部変更
令和5年8月	全面改訂